

午前9時30分開会

◎議長挨拶及び諸般の報告

○議長（片柳悦夫君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、令和6年第5回昭和村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早速ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

月日がたつのは早いもので、一昨年12月の議会改選後2年が経過し、令和6年も残すところ、あと僅かとなりました。

この1年を振り返ってみますと、日本の経済情勢は、雇用・所得環境の改善や緩やかな金融情勢を背景に、穏やかな景気回復が見込める状況になり、デフレ脱却の出口も見え始めてきましたが、国際的な環境の変化や物価の上昇、エネルギー価格の高騰などの影響がいまだに続いており、私たちの生活や経済活動に大きな影響を与えております。

特に最近のインフレの進行は、多くの家庭や企業にとって厳しい現実となっています。生活必需品の価格が上昇し、消費者の購買力が圧迫される中、私たちの地域経済にもその影響が波及しております。

本村につきましても、基幹産業でもあります農業は、資材の高騰、農産物の価格の低迷等、特に今年はコンニャクイモの価格が低迷し、危機的状況となっております。議会といたしましても、これらの問題に対し積極的に取り組み、村民皆様の声を十分に受け止め、地域の活性化や経済の安定を図るため、しっかりと議論をしてまいりたいと思います。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

閉会中、議員各位におかれましては、各般にわたり活発な議員活動を展開していただき、村政の推進にご尽力を賜りましたことに対して、心から感謝申し上げます。

10月2日は、昭和村の農業振興についての陳情書を群馬県選出の国会議員に、農業畜産業に係る資材の高騰、農産物の価格安定等の支援について、村長はじめ農業委員長とお願いに参りました。

10月6日は、第27回昭和の秋まつりに、村内外からの多くの人たちに会場に訪れていただき、昭和の秋を満喫されたものと思っております。

10月20日には、昭和村消防団秋季点検が総合運動公園で行われ、部隊訓練やポンプ操法など、日頃の練習成果を拝見いたしました。

10月28日は、群馬県町村議会議長会理事会が開催され、定期総会等について協議してまいりました。

11月3日には、農産物等盗難防止パトロール隊出発式が役場で行われ、これを受けまして、議会としましても犯罪抑止のため、11月18日、25日の2日間、夜間パトロールを実施いたしました。

11月5日は、玉村町で群馬県町村議会議員研修会が行われ、「住民に期待される議会になろう」と題して、早稲田大学マニフェスト研究所の中村健氏による講演、「町村の防災・減災対策と災害時の議会議員の役割」と題し、跡見学園女子大学教授、鍵屋一氏による講演がありました。住民に期待される議会の在り方や災害時の議会の役割などのご講演をいただきました。

11月6日から8日までの3日間、岡山県勝央町と美咲町に、総務民生・文教産建設常任委員会合同で行政視察に参りました。

勝央町では、こども未来室について、妊娠・出産から学齢期以降の子育て支援から就労支援まで一体的に取り組んでいる事業等について視察してまいりました。

美咲町では、小学校2校と中学校1校を統合して義務教育学校を開校した柵原学園を視察してまいりました。柵原学園では、校舎のほか、児童館や地域の方が利用できる多目的ホールなども併設されており、今後の統合小中学校建設の参考となりました。

11月11日から22日までの6日間にわたり、村内6会場で議員出前懇談会を開催いたしました。これは、議会を身近なものと感じていただける開かれた議会を推進するとともに、住民の貴重な意見を聴取する機会と捉え、議会における政策立案及び政策提言等の充実を図ることを目的として開催したものであり、総勢83人の村民の皆さんにご参加をいただきました。

11月12日には、19回目となる中学生議会が開催され、次代を担う中学3年生の皆さんが地域に密着した問題などを取り上げ、村政に関する幅広い質問や提案がありました。

11月13日には、東京・NHKホールにおいて、第68回町村議会議長会議長全国大会が開催され、その後、グランドアーク半蔵門にて、群馬県町村長議会議長会臨時総会が開催さ

れました。臨時総会では、議会議員報酬額の見直しの検討に関する要請等について協議いたしました。

11月21日は、前橋市市町村会館で群馬県町村議会広報研修会が開催され、議会広報の基本と編集について研修してまいりました。

11月30日は、沼田市制施行70周年・水道事業100周年記念式典に招待され、出席してまいりました。

さて、本定例会におきましては、承認1件、議案11件、合計12件の議案が村長より提案されております。議員各位には、慎重なる審議の上、円満の中で終了できますようお願い申し上げます。

終わりに、執行部皆様方のご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（片柳悦夫君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

ただいまから令和6年第5回昭和村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎村長挨拶及び行政報告

○議長（片柳悦夫君） 村長挨拶及び行政報告をお願いいたします。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和6年第5回議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、年の瀬の押し迫った中、何かと多忙とは存じますが、ご参集をいただき開会できますこと、まずもって御礼申し上げます。

さて、11月30日に、石破総理の地元である鳥取県で、人口減少に警鐘を鳴らす民間有識

者らのグループ人口戦略会議のメンバーらが出席して、日本創生に向けた人口戦略フォーラム in とっとりが開催されました。

その中で講演された石破総理は、男女間の賃金格差や正規雇用化の促進などにも触れておりましたが、特に地方創生において、若者や女性に選んでもらえる地方をどのようにつくるのかが問題の本質だ。地方に仕事がないのではない。重要なのは、魅力ある働き方・職場づくりだと強調されていました。

私たちの環境に置き換えてみますと、利根沼田地区には高校までしかなく、それ以上の進学を希望する場合、どうしても地区外へ出ていく必要があります。一度出ていった方たちをどうやって呼び戻すか、まさに魅力ある働き方・職場づくりが重要と考えます。

今は多様化の時代、考え方も人それぞれです。従来どおりの方法だけでなく、柔軟な考え方を持って取り組んでいく必要があると思います。

もちろん、既存の枠組みを生かしつつ、新たな産業の創出や起業したい方たちへの支援も重要となってきます。村としても、引き続き対応していけるよう取り組んでまいります。

そして、石破総理は就任してすぐに、地方創生2.0を掲げました。石破総理が初代地方創生大臣として対応していた頃からの成果と反省を生かし立ち上げた、石破内閣の最重要課題の一つであります。今後10年間に集中的に取り組むべき基本構想の策定に向けて、これから議論を進めていくと思われまます。

今後も国の対策・動向に注視しながら、村といたしましても、人口減少や少子化対策は最重要課題の一つになりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

それでは、9月議会定例会以降の主な行政報告をさせていただきます。

9月25日は、昭和中学校の秋季大運動会が開催されました。

28日は、小学校3校で秋季大運動会が開催されました。

10月2日は、議員の皆様や農業委員長と、国会議員に対し、農業関係に関する陳情に伺いました。

3日は、ミキハウス子育て総研の藤田社長が来庁し、とても有意義な意見交換をすることができました。

6日は、第27回昭和の秋まつりが開催されました。昨年と違い、天気にも恵まれたこともあって、約1万8,000人の来客がありました。

12日は、保育園3園の運動会が開催されました。

20日は、消防団の秋季点検が行われました。強風の中でありましたが、多くの来賓に詰めかけていただき、昭和村消防団の節度ある姿勢にお褒めの言葉をいただきました。

31日から11月1日にかけて、県の町村会主催の行政視察で、富山県朝日町及び舟橋村を訪問いたしました。それぞれ特長のある政策を説明していただき、とても参考になりました。

3日は、第57回村内バレーボール大会、そして、農産物等盗難防止パトロールの出発式を行いました。議員の皆様や農業委員の皆様には、複数回にわたりパトロールを実施していただき、誠にありがとうございます。

しかし、残念ながら、トラクター等の盗難事案が発生してしまいました。村といたしましても、警察の捜査に協力し、防災無線等を通じて注意喚起を行っておりますが、まずは、所有者の方がしっかりと自衛していただくことが重要と思われますので、引き続き注意していただきますようお願いいたします。

6日は、利根沼田地域認定農業者協議会の研修会及び意見交換会に参加いたしました。

7日から8日にかけて、総務民生常任委員会と文教産建常任委員会の合同研修に参加させていただきました。

15日は、文教産建常任委員会の皆様と、道路愛護巡視を実施いたしました。

17日は、玉村町産業祭に出席いたしました。

20日から21日にかけて、東京・NHKホールにおいて開催されました全国町村長大会に出席いたしました。また、県関係国会議員や前林野庁長官との意見交換を実施してまいりました。

30日は、沼田市制施行70周年式典に参加いたしました。

12月2日は農業委員会と、5日は村づくり協力委員と、それぞれ貴重な意見交換を行うことができました。

4日は、沼田土木事務所長が来庁し、県の県土整備プランの説明を受けました。

さて、本定例会にお願いする案件につきましては、専決処分事項の承認1件、議案では、条例改正5件、人事案件1件、補正予算5件の計12件を提案するものであります。

十分ご審議をいただき、原案どおり承認、可決くださいますようお願い申し上げ、開会

に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片柳悦夫君） 日程第1、会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番議員、堤宏康君、2番議員、佐藤好美君を指名いたします。

◎日程第2 会期の件について

○議長（片柳悦夫君） 日程第2、会期の件についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日10日より18日までの9日間とし、この間、十分議会活動をしていただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、会期は本日より18日までの9日間と決定いたしました。

これより議案審議に入ります。

◎日程第3 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度昭和村一般会計補正予算（第3号））

○議長（片柳悦夫君） 日程第3、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度昭和村一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

職員をして朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和6年度昭和村一般会計補正予算（第3号）を専決処分したものであります。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ679万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億4,684万7,000円とするものであります。

まず、歳入であります。16款県支出金3項県委託金は、衆議院議員総選挙市町村交付金が679万6,000円の増額となります。

続いて、歳出であります。2款総務費4項選挙費は、10月の衆議院議員総選挙の執行に伴う費用として679万6,000円の増額となります。

以上が、今回お願いいたします専決処分の内容であります。十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度昭和村一般会計補正予算（第3号））を採決いたします。

本件については、承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第54号 昭和村公告式条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第4、議案第54号 昭和村公告式条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第54号 昭和村公告式条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正は、村内8か所に設置されている公示用の掲示板のうち2か所の掲示板の移設に伴い、所在地番を変更するものであります。

まず、1つ目の掲示板は、貝野瀬信号機交差点に設置されているもので、県道の歩道整備により土地が分筆され、地番が変わったことにより、所在地番を変更いたします。

2つ目は、入原地区内の掲示板ですが、地域からの要望により、現在の設置場所が道路よりも高い位置にあり、見づらく、県道沿いで車両の往来があり、危険を感じるのとことから、第4分団詰所隣に移動いたします。

以上が、昭和村公告式条例の改正内容であります。充分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第54号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第5 議案第55号 昭和村税条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第5、議案第55号 昭和村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第55号 昭和村税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和6年3月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律のうち、公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、寄附金税額控除の対象に公益信託の信託事務に関する寄附金が追加されるため、村民税の寄附金税額控除について改正するものであります。

以上が、昭和村税条例の改正内容であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第55号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第6 議案第56号 昭和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第6、議案第56号 昭和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第56号 昭和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、番号利用法第9条第2項の規定により、個人番号の利用範囲を条例で定めるものであります。

今回の改正では、住民基本台帳に記録されていない住登外者の情報を庁内連携ができるようにすること、また、令和8年4月から、福祉医療費支給に関する事務で、個人番号を含む特定個人情報を事務で利用できるようにするものであります。

以上が、昭和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の改正内容であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第56号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第7 議案第57号 昭和村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第7、議案第57号 昭和村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第57号 昭和村国民健康保険条例の一部を改正する条例に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、令和5年6月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び国民健康保険法が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、マイナンバーカードと健康保険証が一体化となることに加え、従来の被保険者証が廃止されたため、本条例第12条に規定している国民健康保険被保険者証の返還義務に応じない場合の規定を削除するものです。

以上が、昭和村国民健康保険条例の改正内容であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、なお、必要に応じましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第57号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第8 議案第58号 昭和村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第8、議案第58号 昭和村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第58号 昭和村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、令和5年6月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び国民健康保険法が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び従来の被保険者証の廃止に伴い、本条例で規定している保険医療機関等で医療を受ける際に提示する書類及び減額認定を受けていることを確認する方法として、資格確認書を加えたものです。

また、福祉医療費の支給対象外となる場合の規定について、現状の実態に沿った内容に改めます。

以上が、昭和村福祉医療費支給に関する条例の改正内容であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第58号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第9 議案第59号 昭和村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第9、議案第59号 令和6年度昭和村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第59号 令和6年度昭和村一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ3,998万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億8,682万9,000円とするものであります。

まず、歳入であります。13款分担金及び負担金2項負担金は、保育料の無償化により、保育料現年分が373万3,000円の減額となります。

15款国庫支出金1項国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金等の増により、113万

7,000円の増額となります。

16款県支出金1項県負担金は、未就学児均等割保険料負担金の増等により26万円の増額、2項県補助金は、松くい虫特別防除費補助金等の増により1万4,000円の増額、3項県委託金は、松くい虫命令防除委託金の増により17万1,000円の増額となります。

17款財産収入は、スーパー用の土地及び建物の貸付料として、80万円の増額となります。

19款繰入金は、財源調整により、財政調整基金繰入金が1億3,086万5,000円の減額、前年度事業の精算に伴い、介護保険特別会計繰入金が1,234万円の増額となります。

20款繰越金は、令和5年度決算に伴い、1億4,000万円の増額となります。

21款諸収入3項雑入は、群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金の返還金等の増により、1,985万8,000円の増額となります。

次に、歳出であります。2款総務費1項総務管理費は、1目一般管理費で、職員の退職による退職手当の増や入原地区の告示用掲示板の移設費用の増加などで1,063万8,000円の増額、5目財産管理費は、防犯灯などの電気量が不足するため25万円の増額、6目企画費は、空き家解体に伴う申請者の増により200万円の増額となります。

2項徴税费は、職員の時間外勤務の増などにより、86万円の増額となります。

4項選挙費は、村長選挙及び議員補欠選挙に関する支出が確定したため、526万2,000円の減額となります。

3款民生費1項社会福祉費は、行旅死亡人の埋葬手数料の追加や国民健康保険特別会計への繰出金の増などにより418万5,000円の増額、2項児童福祉費は、保育料の無償化に伴う子育て支援金の減や令和5年度事業の確定に伴う子ども・子育て支援交付金の返還金の増などにより54万7,000円の増額となります。

4款衛生費1項保健衛生費は、新型コロナワクチン接種委託料の追加や申請者の増加に伴う不妊治療費助成金の増などにより1,751万4,000円の増額、2項環境衛生費は、処理量の増加によるペットボトル、白色トレーの選別、圧縮委託料や指定プラスチック処理委託料などの増により97万円の増額となります。

6款農林水産業費2項林業費は、松くい虫伐倒防除及び樹幹注入防除の事業量の増加や生活環境保全林の下草刈りの作業箇所が増により、70万2,000円の増額となります。

7款商工費2項観光費は、横浜開港記念バザーの開催中止に伴う委託料の減や次の開催

が30周年を迎えるウインターフェスティバルへの補助金額の増により、15万円の減額となります。

10款教育費1項教育総務費は、スクールバス運転業務の運行距離が増えたことによる委託料の増加や中学校などに新たに設置するコピー機のリース料等の追加により192万8,000円の増額、2項小学校費は、職員の子の出生に伴う扶養手当等の追加により12万円の増額、5項社会教育費は、等級改定により職員共済組合負担金が2万円の増額、6項保健体育費は、総合運動公園野球場の夜間照明用ケーブルの盗難に伴う復旧費用などにより566万円の増額となります。

以上が、今回お願いいたします一般会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第59号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第10 議案第60号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（片柳悦夫君） 日程第10、議案第60号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第60号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ5,904万1,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を12億9,250万5,000円とするものであります。

まず、歳入であります。7款繰入金1項他会計繰入金は、交付内示等により215万7,000円の増額、2項基金繰入金は、2,096万7,000円の減額となります。

8款繰越金は、令和5年度決算に伴う繰越金で、7,785万1,000円の増額となります。

次に、歳出であります。1款総務費1項総務管理費は、制度改正に伴う資格確認書の送付のための32万円の増額となります。

2款保険給付費は、今後の医療費の増加が見込まれるため、1項療養諸費が2,157万円の増額、2項高額療養費が1,500万円の増額となります。

3款国民健康保険事業費納付金は、納付金の増加により、1項医療給付費分が1,000万円の増額、2項後期高齢者支援金等分が800万円の増額、3項介護納付金分が300万円の増額となります。

6款保健事業費は、人間ドックの助成対象者の増加により、110万円の増額となります。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、令和5年度事業の精算により、5万1,000円の増額となります。

以上が、今回お願いいたします国民健康保険特別会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第60号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第11 議案第61号 令和6年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第11、議案第61号 令和6年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第61号 令和6年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ8,595万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億7,782万7,000円とするものであります。

まず、歳入であります。4款国庫支出金は、介護保険システム改修補助金として23万1,000円の増額となります。

11款繰越金は、令和5年度決算に伴い、8,571万9,000円の増額となります。

次に、歳出であります。1款総務費は、制度改正に伴う介護保険システムの改修のため、46万2,000円の増額となります。

2款保険給付費は、利用者の増加が見込まれるため、介護予防サービス給付費や高額介護サービス等費などの合計で1,288万円の増額となります。

4款基金積立金は、令和5年度からの繰越金の一部を積み立てるため、介護給付費準備基金積立金が3,452万7,000円の増額となります。

5款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービスの利用の増加が見込まれるため、100万円の増額となります。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、前年度の介護給付費等の国・県負担金及び地域支援事業交付金の補助金等の精算に伴う償還金で2,474万円の増額、3項繰出金は、前年度の村負担分の精算に伴い、一般会計繰出金が1,234万1,000円の増額となります。

以上が、今回お願いいたします介護保険特別会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第61号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第12 議案第62号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第12、議案第62号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第62号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ143万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,501万1,000円とするものであります。

まず、歳入であります。3款繰越金は、令和5年度決算に伴う繰越金で、143万2,000円の増額となります。

次に、歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金の増額見込みにより143万2,000円の増額となります。

以上が、今回お願いいたします後期高齢者医療特別会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第62号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第13 議案第63号 令和6年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第13、議案第63号 令和6年度昭和村簡易水道事業会計補正

予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第63号 令和6年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、収益的支出に12万7,000円を追加し、収益的支出の総額を1億6,344万円に、資本的支出に500万円を追加し、資本的支出の総額を5,781万7,000円とするものであります。

まず、収益的支出であります。過年度分の水道使用料の還付金が発生したため、第1款簡易水道事業費第3項特別損失が12万7,000円の増額となります。

次に、資本的支出ですが、中央簡易水道配水管布設替工事費の増により、第1款簡易水道事業資本的支出第1項建設改良費が500万円の増額となります。

以上が、今回お願いいたします簡易水道事業会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第63号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第14 議案第64号 昭和村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（片柳悦夫君） 日程第14、議案第64号 昭和村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第64号 昭和村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会委員の藤井照明氏が本年12月20日をもって任期満了となるため、経験・知識ともに豊富である同氏を再任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期については、令和6年12月21日から3年間となります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号 昭和村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。

本件については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

10時50分に再開いたしますので、よろしく申し上げます。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○副議長（永井一行君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程の追加

○副議長（永井一行君） ただいま、議長、片柳悦夫君から議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の席に着かせていただき、議事を進めたいと思います。

お諮りいたします。

議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（永井一行君） 異議ないものと認め、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（永井一行君） 追加日程第1 議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、片柳悦夫君の退場を求めます。

〔議長 片柳悦夫君退場〕

○副議長（永井一行君） 事務局員をして、辞職願を朗読させます。

事務局長、小野一志君。

〔事務局長朗読〕

○副議長（永井一行君） お諮りいたします。

片柳悦夫君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（永井一行君） 異議ないものと認め、片柳悦夫君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、片柳悦夫君の入場を許可いたします。

〔12番 片柳悦夫君入場〕

○副議長（永井一行君） 片柳悦夫君に申し上げます。

昭和村議会議長の辞職について、許可されたことを告知いたします。

ここで、片柳悦夫君よりご挨拶をいただきたいと思っております。

12番 片柳悦夫君、登壇願います。

〔12番 片柳悦夫君発言〕

○12番（片柳悦夫君） 令和4年12月の初議会において、全員のご推挙をいただき、議長に就任して以来2年間、村民の皆様、議員各位、そして村長をはじめとする執行部各位には、温かい御支援と御協力を賜り、永井副議長と共に、誠心誠意、円満公平な議会運営に万全を期してまいりました。おかげさまで、議長としての重責を全うすることができました。心より感謝、お礼申し上げます。

村は現在、厳しい財政状況の中、基幹産業でもある農業の危機的状況、統合小中学校建設事業、人口減少対策など、多くの重要課題が山積しています。今後は今までの経験を生かし、皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら、引き続き村政発展と議会の充実に向け努力してまいります。

結びに、昭和村のますますのご繁栄を祈念申し上げ、議長退任の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎日程の追加

○副議長（永井一行君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（永井一行君） 異議ないものと認め、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

◎追加日程第2 議長選挙について

○副議長（永井一行君） 追加日程第2、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（永井一行君） 異議ないものと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（永井一行君） 異議ないものと認め、副議長において指名することに決定いたしました。

指名いたします。

議長に永井一行君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名しました永井一行君を、議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（永井一行君） 異議ないものと認め、ただいま指名しました永井一行君が議長

に当選されました。

本席から、昭和村議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、永井一行より当選の挨拶を申し上げたいと思います。

〔議長 永井一行君発言〕

○議長（永井一行君） このたび、私が議長という大役にご推挙いただき、誠に身に余る光栄でありますとともに、職責の重大さを痛感しているところであります。

2回目の議長となりますが、議会の果たすべき役割を十分認識し、本村の発展と村民福祉の向上に最善の努力を尽くす決意であります。今後とも、議員各位並びに執行部の皆様のご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎日程の追加

○議長（永井一行君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行うことに決定いたしました。

◎追加日程第3 副議長選挙について

○議長（永井一行君） 追加日程第3、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、議長において指名することに決定しました。指名いたします。

副議長に沢浦典子君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました沢浦典子君を、副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、ただいま指名いたしました沢浦典子君が副議長に当選されました。

本席から、昭和村議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。当選されました沢浦典子君が副議長となりましたので、就任の挨拶をお願いいたします。沢浦典子君、登壇願います。

〔副議長 沢浦典子君発言〕

○副議長（沢浦典子君） ただいま、副議長という大任を任されました。大変身が引き締まる思いを致しております。

非才の私でございますけれども、議員各位、執行部各位のご指導をいただきまして、任務を全うしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

新議長の下、本村議会に与えられた使命と村民の皆様方の負託に応えられるよう、皆様方と多くの課題に誠心誠意取り組む所存でございます。

今後、さらなる地域の発展と村民皆様の声を拝聴しながら、その使命達成に努めてまいりますので、皆様の温かいご支援とご協力をお願い申し上げまして、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（永井一行君） ありがとうございます。

お諮りします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

午前11時 2分休憩

午前11時 3分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程の追加

○議長（永井一行君） お諮りします。

議席の一部変更の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第4 議席の一部変更について

○議長（永井一行君） 追加日程第4、議席の一部変更を議題といたします。

今回、議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

昭和村議会議長、永井一行君の議席を12番、昭和村議会副議長、沢浦典子君の議席を11番、片柳悦夫君の議席を7番、阿部孝司君の議席を6番、林勝美君の議席を5番にそれぞれ変更します。

変更した議席は、お手元にお配りしました変更議席表のとおりです。

よって、議席の一部変更を決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

午前11時 4分休憩

午前11時10分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第15 常任委員会委員の選任について

○議長（永井一行君） 日程第15、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。
お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りま
した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、常任委員はお手元に配付した名簿のとおり
選任することに決定いたしました。

お諮りします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

午前11時11分休憩

午前11時30分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

休憩中に各常任委員会の委員長、副委員長を互選していただき、報告を受けております
ので、発表いたします。

総務民生常任委員会委員長、林勝美君、副委員長、林栄一君、文教産建常任委員会委員
長、倉沢つかさ君、副委員長、佐藤好美君であります。

それでは、各常任委員会委員長のご挨拶をお願いいたします。

初めに、総務民生常任委員会委員長、5番、林勝美君、登壇願います。

〔総務民生常任委員会委員長 林 勝美君発言〕

○総務民生常任委員会委員長（林 勝美君） ただいま、総務民生常任委員会におきまし
て、委員長を仰せつかりました林勝美です。

2年間の任期ですけれども、村長、教育長をはじめ当局の皆さんに、あるいは委員の皆さんにご指導をいただきながら、任期を全うしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ありがとうございます。

次に、文教産建常任委員会委員長、4番、倉沢つかさ君、登壇願います。

〔文教産建常任委員会委員長 倉沢つかさ君発言〕

○文教産建常任委員会委員長（倉沢つかさ君） このたび、皆様のご理解をいただき、文教産建常任委員会委員長を拝命させていただきました。身に余る光栄と受け止めるとともに、重責を感じております。

昨今、村民の皆様からの要望が多く寄せられます。文教産建常任委員会は、委員同士の結束を強固にし、その要望を精査し、村当局につなげて、村民が今幸せと実感できるように、また、これからの将来、昭和村に住み続けたいと思っていただけるように、仕事をさせていただく所存でございます。

私の力は微力でございます。ですが、協力をいただける方々の力をお借りできれば、強い力となります。任期中のさらなる支援をお願いし、また、私自身も村民のために努力することをお誓い申し上げ、委員長としてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ありがとうございます。

◎日程第16 議会運営委員会委員の選任について

○議長（永井一行君） 日程第16、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、議会運営委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

午前11時34分休憩

午前11時44分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

休憩中に議会運営委員会の委員長、副委員長を互選していただき、報告を受けておりますので、発表いたします。

議会運営委員会委員長、加藤生君、副委員長、片柳悦夫君。

それでは、議会運営委員会委員長にご挨拶をお願いいたします。

10番、加藤生君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 加藤 生君発言〕

○議会運営委員会委員長（加藤 生君） ただいま、議会運営委員長に推挙されました加藤生でございます。皆様のご協力を仰ぎながら、2年間務めさせていただきたいと思っております。

議会基本条例を基に、もう少し実のあるように直し、訂正を加えながら進めていきたいと思っておりますので、ぜひ特段の議員さん皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） どうもありがとうございました。

◎日程第17 特別委員会委員の選任について

○議長（永井一行君） 日程第17、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、特別委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

午前 11 時 47 分休憩

午後 12 時 3 分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

休憩中に特別委員会の委員長、副委員長を互選していただき、報告を受けておりますので、発表いたします。

村づくり対策特別委員会委員長、佐藤好美君、副委員長、堤宏康君。

昭和村議会広報編集特別委員会委員長、林栄一君、副委員長、藤井貞充君。

それでは、各特別委員会委員長にご挨拶をお願いします。

初めに、村づくり対策特別委員会委員長、2番 佐藤好美君、登壇願います。

〔村づくり対策特別委員会委員長 佐藤好美君発言〕

○村づくり対策特別委員会委員長（佐藤好美君） 村づくり対策特別委員会委員長を拝命いたしました佐藤好美です。よろしくお願いいたします。

村民にとって、よりよい村づくりを目指していきたいと思っております。ぜひ、皆様のご協力、ご理解をよろしくお願いいたします。精いっぱい努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永井一行君） どうもありがとうございました。

続きまして、昭和村議会広報編集特別委員会委員長、3番 林栄一君、登壇願います。

〔昭和村議会広報編集特別委員会委員長 林 栄一君発言〕

○昭和村議会広報編集特別委員会委員長（林 栄一君） ただいま、議会広報編集特別委員会委員長を拝命いたしました林栄一でございます。

議会だより、村民の議会の見える化、そして住民の信頼、そして読まれる議会だよりを編集していきたいと思っております。皆様方のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

午後は1時30分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後12時 8分休憩

午後 1時30分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第18 一般質問について

○議長（永井一行君） 日程第18、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初に、3番議員、林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） さきの通告どおり、次の2点について一般質問をさせていただきます。

初めに、（1）道路擁壁上の支障木伐採処理方針を明確にについて伺います。

恒例の春と秋の道路愛護は、各地区住民総出で農道や村道を中心に実施され、住みよい環境整備が図られております。また道路愛護は、同時に地域コミュニティの場としても重要な事業です。

道路愛護は、普段気になっている道路にはみ出た支障木処理も、手の届くほどの範囲であれば、地権者への声かけ程度で簡単に、皆で伐採処理をすることが可能です。また、地域の環境整備に道路愛護でなければできない作業がたくさん出来るメリットがあります。

しかし、高齢化の波がこうした事業をする中にあっても押し寄せてきていることを実感しております。

今回、当局に考えて欲しい案件があります。それは、道路擁壁上から大木となり、道路上に覆いかぶっている樹木の伐採処理は各行政区がすべきなのかどうか、今後のこともありますので改めて考えて欲しいのです。

今年の8月夕刻に、道路擁壁上の山林から枯れた樹木が道路上に倒れており、一時通行止め状態でした。交通に支障を来すため、軽トラに積んであったノコギリなどを用いて切断し、道路下へ樹木を片づけました。しかしながら、擁壁上には、枯れ木もあり樹木が覆いかぶさる状況でした。また、この場所は、山林の手入れができておらず道路付近は昼間でも薄暗い状況で、区民の多くが伐採をしてほしいと願っていたところでもありました。

道路上の擁壁部分から生えている樹木の伐採処理は、基本的には地権者が行うべきかと考えますが、地主の高齢化や不在地主などで、なかなか山林の維持管理ができていないのが現状ではないでしょうか。

この場所は、道路管理上でも問題があるところで、大型トラックの荷台が樹木に接触するほどで、通行に支障を与えている状況なので、この処理は道路管理をしている建設課が行うべきか、それとも道路愛護で関係する行政区で行うべきなのか、あるいは多面的事業で行うことが適切なのか、こうした場所は村内各地で見られると思います。ですから村の処理方針をはっきりさせていただきたいのです。

この場所につきましては、行政区長を通して村当局へ申出をし、擁壁上の樹木伐採についてお願いをし、現地確認もしていただきました。しかしながら、建設課での伐採処理はできないとの回答でしたので、次の段階として地権者は誰なのかを建設課で確認していただき、数日後に地権者の了解が得られたとのことなので、秋の道路愛護で、危険を伴うおそれも感じつつ行政区で対応をした次第です。

樹木伐採するに当たっては、安全を第一に当然ヘルメット着用で、チェーンソーを使用しての作業です。擁壁上の樹木を伐採するのですから、ある程度行政区の中から樹木伐採の経験者に作業を依頼しました。

伐採した樹木は十数本ほどあり、結果として事故もなく作業を終了することができました。多くの区民からは、「明るくなってよかった」との声も上がっていましたが、擁壁上

の樹木伐採作業は危険度も高く、通常の道路愛護の範疇を超えた作業というふうに感じたのも事実です。

過去においても道路愛護作業中に高所の作業中の中で転落事故が発生したとの話も聞き及んでおります。今後も同様な作業をしなければならないのかと思うと、とても危険を伴う作業であり、専門業者などに頼んでほしいと思うのは、誰もが望むことではないでしょうか。

このような案件は、他地区においても同様なケースがあると考えられます。こうした道路管理上で支障を及ぼす擁壁上の樹木伐採処理費は、当然村で予算化をしてぜひとも対応願いたいのです。

そこで質問をさせていただきます。

①こうした道路擁壁上の支障木伐採は、各行政区で行っていかなければならないのか。

②森林環境譲与税分を利用し、支障木伐採などの環境整備に充てることはできないか。

また、森林環境譲与税の積立額と活用方法はいかに。

村長の見解を伺います。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 林栄一議員さんの道路擁壁上の支障木伐採処理方針を明確にのご質問にお答えいたします。

村民の皆様には、年2回の道路愛護運動の実施をお願いしており、村内全地区において、区長さんをはじめ村民の皆様に取り組んでいただき、心より感謝を申し上げます。

また、8月に椽久保地内で発生しました倒木の処理につきましては、林議員さんに早期にご対応いただいたおかげで、二次災害の報告もなく重ねて感謝を申し上げます。

当該地については、林議員さんをはじめ区長さんと建設課職員で現地にて打合せを行い、擁壁上から道路方向へ樹木が覆いかぶさってきているので、村で伐採はできないかということでしたが、建設課では、樹木が民地方面から生えている可能性が高いため、原則、木の所有者や管理者が伐採等を行うことになる旨を職員から回答をさせていただきました。

区長さんからは、所有者の了解が得られれば、秋の道路愛護運動で伐採作業を行う意向があるが、所有者が分からないとのことでしたので、建設課で所有者を探し、連絡を取り、

伐採の了解をいただき、区長さんにその旨を連絡し、伐採作業をしていただいたとのこと
です。ご協力をいただいた皆様に感謝を申し上げます。

ご質問をいただきました①の道路擁壁上の支障木の伐採は各行政区で行っていかねば
ならないのかとのご質問ですが、現地や関係書類等を確認し、適宜対応していきたいと
考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、②森林環境譲与税分を利用し、支障木伐採などの環境整備に充てることはできな
いかについてですが、森林環境譲与税の用途につきましては、森林環境税及び森林環境譲
与税に関する法律第34条の規定により、市町村においては、森林の整備に関する施策、森
林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及及び啓発、
木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければ
ならないとされています。

ご質問にあるような道路擁壁上の支障木伐採のみを行うことにつきましては、法に規定
する用途に当たらないため、森林環境譲与税を充てることはできないと考えております。

次に、森林環境譲与税基金の令和5年度末の現在高は1,479万2,000円となり、令和6年
度の交付予定額は527万2,000円となります。

また、活用方法ですが、法に規定されている用途の範囲で、どのように活用したら効果
的に活用できるのかを確認をしているところでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 道路擁壁上の支障木伐採は、各行政区で行っていかねばなら
ないのかということに関しては、ただいまの現地や関係書類等を確認し、適宜対応してい
きたいと考えているというふうな答弁であったわけなんですけれども、実際、道路擁壁上
で大木となって、道路上に覆いかぶさっている樹木の伐採処理、これは、基本的には地権
者が行うべきかとは思いますが、地主の高齢化とか、不在地主などでなかなかその
山林の維持管理ができてないというふうな状況の中で、今回行政区で樹木伐採やったわけ
なんですけれども、とても危険度が高い、通常の道路愛護の範囲を超えている、そういつ
た作業というふうに思ったんです。実際に体験をしてみて感じたわけです。

今後も同様な作業をしていかねばならないというふうに思うと、とても危険を伴う

作業なものですから、専門業者等に頼んで対応してもらえればありがたいというふうに思ったわけです。

道路管理上で支障を及ぼす擁壁上の樹木伐採、今回、聞いているのは、そういった場合においては、やはり村で予算化をして、ぜひとも対応願いたいというふうに思うわけです。行政区で処理できる範囲については、当然これはやっていくわけなんですけれども、とにかく危険性の高い、そういった場所の樹木伐採については、そして、道路管理上でも支障を及ぼしている、そういったところについては、村で予算化をして、ぜひとも対応願いたいと思っているわけなんですけれども、再度、村長答弁お願いしたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 先ほど林議員のほうから言われましたけれども、一応、今回もですけれども、一応所有者の了解を得られればということでお話してありましたので、基本的には所有者の権限になりますので、本当に危険を要している部分につきましては、村としてもやらなければいけないかと思うんですが、そういったところの箇所が非常に村内全域見回しますと、相当あるものですから、危険度によるという部分があるんですけれども、何か所か私も見させてもらったんですけれども、そういったところで、今回もいろいろと林議員含めて、区長さん、また多くの方々にお世話になって、切っていただいたわけなんですけれども、そういった形で、建設課のほうもしっかり村内巡視をもう一度徹底して、本当に危険な部分、また、所有者がはっきりしないとやっぱり難しいところもありますので、その辺をかみ合わせてしっかりとやっていきたいとは思っています。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 所有者等の確認もできたり、とにかく内容的に危険であるというふうなときには、対応は可能だというふうに認識してもよろしいかどうか、その辺の確認をしたいんですけれども。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） ただいまの質問につきましては、建設課長のほうから答えさせ

ますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） ただいまのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

全て状況がそれぞれ異なりますので、そこをよく確認して、対応していきたいと思っておりますし、基本的には、先ほど村長から回答させていただいたように、木の所有者が対応するのが、道路法でもうたわれておりますので、まず禁止行為としまして、そういった物を置いたり、交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること、こちらは禁止されておりますので、こちらで所有者のほうへ、まずはお話をさせていただいて、対応させていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） じゃ、そうすると、ちょっと先に進みますけれども、2番目の質問として、森林環境譲与税分、これを利用して支障木伐採などの環境整備に充てることはできないかと、それから、森林環境譲与税の積立額と活用方法はどうかというふうなことで質問させていただいたんですけれども、村長答弁からすると、道路擁壁上の支障木伐採のみを行うことは、法に規定する用途に当たらないため、森林環境譲与税を充てることはできないと考えていると、こういう答弁ですので、この辺のところは、私も承知はしております。要するに、森林環境譲与税というのは、やはり決められているということで、森林の整備とか、森林整備を担う人材の育成とかいろいろ、ここに決められた譲与税で対応していかなければいけないというのは、十分承知はしているんですけれども、なぜこういったことを話すのかというと、森林環境譲与税で積立てをしているままだと、令和元年度から今現在までに、今の回答で言いますと1,479万2,000円積み立てしていると、だけれども、活用方法は、ただ積んでいるだけで、活用はされていないというふうな答弁だったと思うんです。

この充当というのは、やはり森林環境譲与税として充てるべきお金というのは、当然決められたものというふうなことなんですけれども、それだけのお金 coming しているものですから、こうしたところで、道路擁壁上の大変危険な伐採作業とか、そういったものに充当は

できないまでも、一般財源化をして、そして、その分を村で独自に予算化をして対応できないかというのを私は訴えたわけなんですけれども。

その環境譲与税については、もう使用方法は決められていますけれども、今現在、ただ積んでいるだけじゃなくて、それだけのお金が来ているのだから、森林整備、道路管理上、やはり樹木伐採が必要なところは、一般財源としてそれに近いような形で整備費として使えないかどうか、この辺をお願いしたいということなんですけれども、答弁お願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） ただいまの質問につきましては、産業課長から答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 諸田 光君発言〕

○産業課長（諸田 光君） ただいまのご質問についてお答えします。

森林環境譲与税につきましては、使ったら、使途については、インターネットで公表したり、森林整備が目的でやったということを公表しなければならないということがありますので、森林環境譲与税を一般財源化して使うということですか。違うんですか。すみません。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 森林環境譲与税が来て、今の段階だと、積立てをただしているだけですよね。現段階では。どんどん積み上がっているだけなんですけれども、そういったお金も来ているんだから、必要とされる森林環境整備の一環として樹木の伐採処理の経費を普通の一般財源として、だから、森林環境譲与税を充てるつもりはなくて、一般財源として、もう予算計上して、そして、対応できないかということなんですよね。

そういう意味で私は言っているんですけれども。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 諸田 光君発言〕

○産業課長（諸田 光君） ただいまのご質問にお答えします。

森林伐採、擁壁上の木の伐採なんですけれども、緑の県民税を使って竹の伐採を今、毎年七、八か所から10か所くらいやっているんですけれども、その緑の県民税で使っている分につきましては、令和5年度で一千八百何十万円と、令和4年度で2,400万円という実績があるんですけれども、そういうのを村全体で擁壁上の木の伐採をしているのは、道路に接しているところは特殊伐採になりますので、金額も高く、全部に対応できないかと思うんですけれども、そういうのを含めて森林環境譲与税とかも森林の整備が目的であればできると思いますので、一体的に使うか、それとも森林環境譲与税の使途に即して使えるように検討しているところですので、よろしくをお願いします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 要は、そういったいろんな補助事業とか、そういうがあるので、それらの使い方というのはあると思うんですけれども、今回の場合は、要するに擁壁上の樹木伐採や道路に支障を及ぼしているから何とか処理をする経費を村で補助事業とかそういうのではなくて、一般財源の中でこれに充ててここにやっていけると、そういった形で取組をしてもらいたいというのが私のお願いなんですけれども、ただ、森林環境譲与税をそれに充てろとか、そういったことじゃないんです。要は、くどいようなんですけれども、擁壁上の道路に覆いかぶさったりしている場所の処理を何とか予算化をして、補助事業とかそういうのじゃなくて、予算化をして対応してもらいたいというのが私の言いたいことなんですけれども、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、その辺のところはどうでしょうか。私はそういうことなんですけれども、それに対する回答をお願いします。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） じゃ、次の質問に移ります。

(2) といたしまして、こんにゃく芋の生産量日本一を維持するにはということでお伺いしたいと思います。

本村の総面積の約4割が農地であり、総耕地面積2,340ヘクタールのうち97%が畑地で占め、畑作を中心とした農業経営が行われております。総農家数は2020年の農林業センサスでは554戸あり、規模別にみると全体の66%が2ヘクタール以上の経営体で、全体の約17%は10ヘクタールを超える大規模経営を行い、高原野菜やこんにゃく芋の一大生産地となっています。

円安の進行や、原油や電気などのエネルギー価格や農業生産資材の高騰が続き、農産物価格は資材に比べて上昇率が小さく、価格転嫁が進んでおらず、営農が継続できるかどうか危機的な状況に至っております。

こうした中であって、①農業生産資材の価格高騰に対応した野菜価格安定対策について、②群馬県の特産であるこんにゃく芋生産農家の支援の実施について、③畜産農家の負担を軽減する対策について、④農業生産基盤整備事業等への支援拡大について、以上4項目について、去る10月2日に国会議員会館を訪問して、昭和村の農業振興についての陳情書を地元選出の国会議員へ村長、議員、農業委員会長等でお願いをしてきたところです。

こうした中で、本村の広大な大地において、こんにゃく生産量日本一として、秋のこんにゃく芋の掘り取りが大型機械と多くの人手により作業が進んでいます。しかし、こんにゃく生芋価格が今年は30キログラム当たり3,000円を大幅に割る安値であり、4俵1万円とも言われ、しかも2年連続で低迷しているのが事実です。もう経営が厳しく来年は果たして栽培ができるのかどうか、もう限界などとこんにゃく栽培を今年いっぱい辞めるといった話や、生産者からの不安、悲痛な声が聞こえています。

特に、群馬県の特産であるこんにゃく芋生産農家の支援実施については、国会への陳情書の中でも、「こんにゃく生産の安定した経営及び持続的発展のため、コスト上昇分の価格転嫁に対する理解の醸成や消費の拡大を働きかけるPR、輸出、経営持続のための財政的支援を実施していただきたい」と、お願いをしてきたところですが、具体的な動きがなかなか見えてこないと感じられます。

この対策として、まず消費拡大を大々的に行い、こんにゃく生産農家のモチベーションが上がる施策を実践していくことが必要ではないでしょうか。去る11月3日には、しょう

わむらマルシェで、こんにゃく消費拡大プロジェクトとして昭和村のこんにゃく製造業者が集まりイベントを開催。こうした取組は素晴らしいと思います。今後もこうしたイベントの開催継続を願うとともに、生産者への支援は当然のこととして、場合によってはこんにゃく製造業者に消費拡大の支援補助制度などの取組や、地元製造のこんにゃく消費拡大の販売、宣伝活動が必要と思います。

地元サンモールなどの商店に村の製造加工品の販売。今「こんにゃく野郎」などの演歌も出ているので、道の駅で流すなどして、こんにゃく販売コーナーを充実させる。また、吉本興業を利用した宣伝活動。こんにゃくの消費拡大に向けた動画の作成発信。ふるさと納税の返礼品に魅力のあるこんにゃく製品を採用していくこと。また、先月の朝日新聞や上毛新聞「三山春秋」欄には、「県民にもっとこんにゃくを食べていただきたい」と、昭和村の栽培農家の切実な訴えが掲載されていました。また、群馬大の研究者によると、こんにゃくに含まれる成分は、糖尿病や大腸がん、アルツハイマー病、花粉症の予防に効果がある。また、ダイエット効果があるなど効能が紹介されていました。消費拡大には、販売戦略のプロの指導を受けるなど、創意工夫がいろいろ考えられると思います。

農業を基幹産業としている昭和村です。厳しい状況の中ですが、村のこんにゃく農家が元気になるように、農業後継者のモチベーションが上がるように、今一層の取組、支援が必要ではないでしょうか。

そして、こんにゃく芋生産量日本一を誇る本村として、令和4年度農業センサスでのこんにゃく農家148戸、約985ヘクタールの面積をこんにゃく栽培している農家等へ、村独自の支援策が考えられないでしょうか。

そこで、お伺いします。

①こんにゃく価格低迷の現状をどのように捉えているのか。

②こんにゃくの消費拡大を今以上に推進していく方策、支援策はどのようなことが考えられるか。

③農家支援のために、村独自の補助事業などの施策は考えられないか。

村長の見解をお伺いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林議員さんのこんにゃく芋の生産量日本一を維持するにはのご質問にお答えいたします。

①のこんにゃく価格低迷の現状をどのように捉えているのかについてですが、こんにゃくの価格低迷につきましては、主な原因として、新型コロナ禍の消費減退からこんにゃく粉が過剰在庫となり価格の低迷につながっていると認識しており、さらに原油価格や農業資材等の価格高騰も重なり、こんにゃく農家の経営実態は、作れば作るほど赤字になるという大変危機的な状況で、大きな経営判断を迫られていると感じております。

次に、②のこんにゃくの消費拡大を今以上に推進していく方策、支援策はどのようなことが考えられるかについてですが、このような危機的な状況を乗り越えるには、関係各所が連携し、それぞれの立場で消費拡大を促進する必要があると思っております。

消費拡大を推進する方策や支援策については、林栄一議員さんのご質問中の提案のとおり、様々な方策や支援策が考えられると思いますが、消費拡大は一朝一夕にはできないため、継続して行うことが重要であると考えております。村といたしましても、様々な機会を通じ消費拡大を推進しており、今後も積極的に周知等を行い、推進してまいりたいと考えております。

次に、③の農家支援のために、村独自の補助事業などの施策は考えられないかについてですが、村単独の補助では限りがありますので、安定した農業経営ができるように国や県に対し、価格安定対策事業の要望を行うとともに収入保険の加入推進や代替作物導入等の補助事業を活用し、できる限りの支援をしていきたいと思っております。

以上ですので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） こんにゃく価格の低迷の現状をどう捉えているかということに対しましては、村長からは、新型コロナ禍の消費減退からこんにゃく粉が過剰在庫となり、価格の低迷につながっているという認識、さらには、原油価格や農業資材等の価格高騰も重なり、こんにゃく農家の経営実態は、作れば作るほど赤字になるという大変危機的な状況で、大きな経営判断を迫られていると感じているとの答弁がございました。

確かに、今、非常に円安の進行、それから農業生産資材の高騰続きということで、経費

にかかったり、営農が継続できるかどうか、本当に危機的な状況だと思います。そして、国会議員会館を訪問いたしまして、昭和村の農業振興について陳情書ということで、地元の選出国会議員へお願いをしてきたわけなんですけれども、こんにゃく芋価格が2年連続で大暴落というふうなことで、もう限界というふうな話も聞いております。昭和村の農業が、こんにゃく農家が壊滅的な状況に陥ってしまっているという認識については、村長は変わらないということよろしいんですね。

今、先ほど答弁をいただいたんで、分かりました。

それで、特にこんにゃく、群馬県は特産であるこんにゃくの生産農家の支援については、陳情の中でもいろいろやってきたわけなんですけれども、消費の拡大を働きかけるとか、そういったこととか、あと、価格転嫁に対する理解の醸成、これら、あるいはまたPR、輸出とか、経営持続のための財政的支援を実施していただきたいということで、国会へお願いをしてきたんですけれども、なかなかその具体的な動きがなかなか見えてこないというふうな感じを持つわけなんですけれども、村長は、この辺の認識はどう思いますか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林議員のご質問にお答えしますが、本当に、こんにゃくの状況が非常に厳しい状況で、大規模農家の方も何人か辞められてしまって、ほかの作物に変えていくという話も相当ございます。ハウレンソウに変えるとかという話もありますけれども、とにかく、先般、奈良町のこんにゃく研究会の会長の関さんともちょっといろいろ話したんですけれども、とにかく、若い方で非常にやる気のある方でした。

その方が言っていましたけれども、やっぱり食べていただかないことにはしょうがないということで、地元の消費をいかに上げていくかということがまず第一ということで、しらたきサラダを、今、非常に推奨しています。しらたきをゆでて、軽くゆでて、野菜と混ぜてサラダにするということは、非常に体にももちろんいいんですけれども、特に、たくさん食べられるということなんです。

ですから、そういった方向性を考えていって、やはり、宇都宮の餃子じゃありませんけれども、地元の消費がどれだけ上がるかということが一番まず大事だと思います。その上で、外に販売をしていくといったことが、やっぱりいろいろと方策を考えていかなければ

いけないんじゃないかと思います。

今回は、上毛新聞さんのほうにも大きく載せていただけるということで、私も本当にありがたいなと思っておるんですけども、そういった取組を1つ1つ重ねていくことが大事ではないかなというふうに思います。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 地元の消費拡大を進めていくというのはとても大事なことだというふうなことなんですけど、2番目に質問したこんにゃくの消費拡大を今以上に推進していく方策、支援策はどのようなことが考えられるかということについては、先ほども、村長が危機的な状況を乗り越えるには関係各所が連携をして、それぞれの立場で消費拡大を促進する必要があるというふうなことで答弁をいただきました。

対策といたしましては、まず、やはり消費拡大、これが、拡大を大々的に行っていくということがとても大事なことだと思いますし、そうした中で、こんにゃく生産農家のモチベーションが上がるような施策、これを実施していくということが必要ではないかというふうに思います。

そうした中で、例えば、吉本興業を利用したこんにゃくの宣伝活動、あるいは、ふるさと納税の返礼品に魅力のあるこんにゃく製品を採用していくとか、そういったことなんかも考えられるのかなというふうにちょっと思うんですね。

それから、先月の朝日新聞、また、上毛新聞にもありましたけれども、県民にもっとこんにゃくを食べていただきたいというふうなことで、昭和村の栽培農家の切実な訴えが掲載されておりましたけれども、消費拡大、これをしていくには、販売戦略のプロ、こういった指導を受けることなどの創意工夫というのもいろいろ考えられるのかなというふうに思いますけれども、こうした消費拡大の取組、販売戦略のプロの指導を受けるなどの創意工夫の取組、こういった件について、村長はどんな考えを持っているか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 一概に販売と言っても、非常に難しいところがありまして、多

分ご存知のように、下仁田のほうで相場を全部左右しておりますので、生産者においては価格決定の権利がないという状況になっておりますから、価格が上がれば、輸入の粉・製品を入れる、下がれば、国内のほうに若干シフトすると、その繰り返しですとやってきたわけですので、これいかに生産者の方が表舞台に立って販売できるかということが一番大事ではないかと思えます。

先般、NHKで、加藤さんの家に来られて、本物のこんにゃくを食べて、こんなおいしいものがあるかというふうに褒めていただきました。また、石井君家も、この間、ドイツから62歳の女性の方がわざわざ来ていただいて、けんちん汁のこんにゃくを食べていただいて、本当に称賛されていまして。その方が、鎌倉の建長寺のほうに行かれて、けんちん汁の大本ということを知ったということも言っておられたそうですけれども、そういったつながりの中で、本物をいかに地元の昭和村ブランドで売っていくかということが一番大事ではないかなというふうに思えます。生産量日本一じゃなくて、消費も日本一になれるようにしないとまずいんではないかと思っております。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） ありがとうございます。

消費、それから生産も両方とも日本一になれるようにできれば一番いいと思いますね。

そして、3番目として、農家支援のために、村独自の補助事業などの施策は考えられないかということに対しましては、村長が、村単独のことでは限りがあると、安定した農業経営ができるように、国や県に対して、価格安定対策事業の要望を行うとともに、収入保険の加入促進や、代替作物導入等の補助事業を活用して、できる限りの支援をしていきたいというふうな答弁をいただきました。

こんにゃく芋生産量日本一を誇る本村としては、こんにゃく栽培している農家等へ、その村独自の支援策が考えられないかということなんですけれども、具体的なものというのは、村長とすれば、今のところ、ないということでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 先般、JAのほうへ行きまして、組合長とも話をしたんですけ

れども、ともかく、こんにやく農家さんがこれだけちょっと減反の方向に行きますと、多分、来年は相場は出るんじゃないかという話はしましたけれども、来年のことはどっちでもいいんですけれども、生産調整に必然的に入らざるを得ないという状況で、今、生産調整に入っているような感じが見受けられます。

その中で、やはり、生産者が、ヨーロッパ並みに価格保障を何とかしてやらないとどうしようもないんじゃないかということで、農済の所得補償とか、あと農協によるいろんな面の保険の援助のところなんです。そういった形で農家の方が安心して作れる方向を考えていかないと、なかなか生産者の方も増産意欲というものが湧いてこないのではないかと、いうふうに思います。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 生産調整とか、また、所得補償を考えていくというふうなこともあるかもしれませんが、それらについてはまた今後の課題だとは思いますが、最後になりますけれども、こんにやく農家の農業経営が普通にできるような価格の設定と安定、そのための有効な消費拡大策というのがとても重要かと思えます。こんにやく芋の生産量日本一を維持するには、こんにやく農家のモチベーションが上がるような有効な支援策、こういったことを絶えず模索していくことが、今後、ますます必要だと思えます。

最終的な答えというものは出なかったと思うんですけれども、とにかく、今は危機的な状況になっておりますので、何とか、昭和村の農業全般にわたって盛り上げていけるように、これからの支援を考えていかなければならないということで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

2時25分から再開いたしますので、よろしく申し上げます。

午後 2時13分休憩

午後 2時25分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（永井一行君） 1番議員、堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） さきの通告にのっとり質問いたします。

昭和村の学校にとって一大転換点となるいわゆる学校問題についての質問です。

9月の議会におきまして、回覧板等で広報されました事項について事実の確認と村長のお考えをお聞きいたしました。

具体的には、回覧板での「村長判断により次の事項が決定しました」とは、「村長の判断を建設委員会に提案し、委員会での協議の結果、1、建設委員会を解散する、2、建設委員会によるこれまでの判断を白紙に戻す、3、新たに昭和村の小中学校統合推進協議会（仮称）を教育委員会主導で立ち上げ、委員長は教育長とするの3項が旧建設委員会の協議の結果並びに解散に伴う現状と理解しております。

9月の一般質問の議事録を読み返しますと、旧建設委員会解散により、学校問題について、「当初の在り方の部分まで戻るんだという考え方です」との村長答弁がありました。この考え方が村長のリーダーシップの下、「村の将来を担う子供たちが通いたいと思う学校をみんなで考えつくりませんか」を推進していく新たなスタートラインと捉えました。

そこで、村長にお聞きします。「当初の在り方の部分まで戻るんだという考え方です」について詳しく教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 堤宏康議員さんの昭和村の学校にとって一大転換点となる学校問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、当初の在り方の部分まで戻るんだという考え方につきましては、さきの9月議会において堤議員さんからご質問をいただいた統合小中学校建設委員会の解散に至る経緯についての答弁の中でお答えした内容と存じますが、さきの議会においても答弁しましたとおり、これまで統合小中学校建設委員会において判断された事項については白紙に戻し、

令和5年3月に小学校の統合に向けた検討委員会から提出された答申までが戻る時点であると考えております。

その上で、昭和村の小学校3校を統合して1校とし、新しい場所に中学校と一体となった校舎を建設し、郷土愛を育む小中一貫校を造るという答申内容を尊重しつつ、教育を所管する教育委員会において新たな協議会を設置し、特にこれからの学校で学ぶ子供たちを第一に考え、保護者をはじめ、村民の皆様にご理解をいただきながら、建設場所ありきではない、新しい学校のビジョンや教育の方向性などのソフト面について、より活発に幅広い議論を進めていただくことが重要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ご答弁ありがとうございました。

前回の質問からちょっと2か月ほど経過しまして、本問題が、自分の捉えとしては、白紙に一旦戻ったので、そこから議論というか、再構築していく必要があるかなということまで今回質問させていただいています。

そこで、村長がどのようなお考えなのかなということで質問させていただきました。

前回の在り方まで戻るといえるのは、私は、昭和村学校の在り方検討委員会の答申のことを指すのかなというふうに勘違いしてしまっていて、ちょっと今回質問させていただいた次第なんですけど、まず、そこまで戻って、在り方検討委員会の答申には、管内の小学校を統合すべきとの一つの歩みを示すことができましたとありますので、統合することに間違いはないということでもよかったですね。

今回ご答弁いただきましたのは、次の答申の昭和村小学校の統合に向けた検討委員会の答申にまで戻って、そこから議論をスタートさせていくんだということで、ひとまずよろしいでしょうか、村長。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 堤議員の質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、令和5年3月の小学校の統合に向けた検討委員会から提出さ

れた答申が戻る原点であります。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 在り方検討委員会まで戻って、そこから少し進めて昭和村小学校の統合に向けた検討委員会答申、これをベースに、話を進めていくということでのよろしいわけですね。

そうすると、報告書の18ページの小学校統合に向けた結論、今の教育長がまとめたものと思われるんですが、小学校統合に向けた結論、そして、今後への提言があります。その中に、先ほどご答弁いただいたように、昭和村の小学校3校統合して1校とし、新しい場所に中学校と一体となった校舎を建設し、郷土愛を育む小中一貫校を造ることを希望いたしますというふうにございますが、ちょっとこの辺を詳しく教えていただき、今後、学校を進めていく大本になりますので、質問していきたいと思います。

まず、昭和村の小学校3校統合してとあるんですが、統合なんですが、一度に3校統合するのか、段階を追って、例えば、A校とB校、まず第1段階として統合し、さらに時期を見て、もう一校統合するのか、その辺を村長、教育長ではなくて村長、村長がどのように捉えていらっしゃるのかというのを、まず質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁の中にありましたように、一応、答申の中では、3校を1校にして、中学と一体となったというふうになっておりますけれども、急激に3校を1つにするという考え方ではないと考えております。ですから、段階的な統合もあり得るということではないかと思っておりますけれども。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 確認なんですが、場合によって3校を一度にする場合もあるし、

今後の、村長が指示出しているソフト面の積上げによっては、2校をまず1つにしてから、もう一つを合流させるという、そういった案も考えられるというようなご答弁ということで、ご答弁をいただいたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 一応、私の考えとしては、そういうこともあり得るということで、最終的には推進協議会のほうでよく話をさせていただいて、その上で進めていただくという形になろうかと思えます。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

じゃ、2つの案の可能性があるという押さえて、この場は理解したいというふうに思います。

次に、この答申の中に、仮に3校一度に1校とした場合を想定しているのかななんて思うんですが、昭和村の小学校3校統合して1校とし、新しい場所にとはというふうにあるんですが、仮に、小学校3校を統合すると、公平性の観点から、現在、学校地がある場所に持っていくとやや不公平感があるので、あえて新しい場所、つまり、小学校としては、新しい場所に造りますよというふうに、この答申は組み立てられているのかなというふうに私は解釈したのですが、村長は、その点、どのような解釈をお持ちでしょうか。

小学校3校、今までのところとはではなく、新しい場所、小学校としては新しい場所に、この答申は造るんだよというふうに私は解釈したんですけども、村長はどのような解釈をお持ちなのかということをお聞きいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 答申内容のほうは、確かに3校統合して新しい場所にというふうになっております。ただ、この辺も踏まえて、どういった進め方になるか分かりませんが、あくまで推進協議会のほうで進めていただきたいというふうに考えております。私のほうから指示するつもりはございません。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

場合によっては、小学校としては新しい場所に造るかもしれないよということですか、ということですよ。今のご答弁だと。

そうすると、次に、中学校と一体となってというふうな答申の中にあるんですが、自分の論理の展開で申し訳ないんですが、小学校としては、新しい場所に小学校を造るのかなというふうに解釈しましたので、そういった、小学校としては新しい場所に造る、さらに中学校を造る、結果的に、小学校と中学校が同じ敷地、あるいは、隣接地に建設されるという可能性もあるということですよ。村長、いかがでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） その答申にも載っていると思うんですが、一体となった校舎という表現をしています。ですから、一体ということは1つということになると思うんですが、ですから、その辺の字句の問題等もあるとは思いますが、その辺も踏まえて、推進協議会のほうで、本当に徹底的によく論議していただいて、誰のための教育なのかということをしかりと把握した上で進めていただきたいと思います。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 一体の捉え方が、捉え方としては、目に見えた形での、校舎のイメージとしては、1つのものというようなイメージなんですかね。

それとも、例えば、同じ敷地内でも、この後のお話にも関係あるんですが、小中一貫校を目指すということだったんですが、小学校と中学校を併設、それでも敷地内としては一体感があるかなんというふうに思ったんですが、村長の考えとしても、校舎自体も一緒のものをお考えという捉えでよろしいでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） こちらのほうに小中一体となったという後に、小中一貫校とい

う言葉があると思うんですけれども、そこは、かなり、小中の義務教育学校と小中一貫校とは違いますので、その辺も併せてしっかりと協議していただくということです。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 分かりました。

いずれにいたしましても、今後、ソフト面ですか、ソフト面からの積み上げにおいて流動的であるというようなことなのかなというふうに、今、理解いたしました。

次に、学校の役割についてなんですが、やはり子供たちのこれからの学校を考えると、学びやとしての学校のほかに、地域との関係性も出てくるかと思うんですよね。例えば、複合的な施設ですか、地域の住民の方が利活用できるような、そういったものも、これからの学校に求められる部分かなというのは、私は思っているんですが、地域と学校の関係について、村長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。教えてください。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 先ほど堤議員がおっしゃったように、不公平感という言葉、それがちょっと気にかかるんですけれども、不公平な部分があったのではないかなとつくづく思います。さらに、さっきの地域との交流ということなんですが、今、教育委員会でも大きな問題になっております中学校の部活の問題も含めて、やはり地域との一体感というのをずっと存続していかないといけないんですが、本来のPTAの世界に戻らないと、やはりなかなか教育というのはうまくいかないじゃないかなと私自身は思っております。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 質問したのは、確かに部活の指導者として地域の方が学校に入っていくというのは、大変重要かというふうに思うんですが、今後の学校の機能として地域コミュニティですか、形成する機能というんですか、そういったものも必要なんじゃないのかなというふうに思っているわけなんですけれども、村長、その辺のところをどういうふうにお考えなのかなということで質問したんですが、再度ご答弁をお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 先般も教育長といろいろお話をさせていただいたんですけれども、やはり、本当に、地域移行ということで、部活だけの問題だけじゃなくして、本当に、地域の方との交流ということが、非常に今、家庭教育も含めて、いろんな問題がありますので、本当に重要ではないかなというふうに考えております。そういう意味では、堤議員おっしゃるように、地域との交流を重視しなければならないというふうに考えております。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

地域との交流という大変重要なお言葉をいただきました。ありがとうございます。

そういったことのお考えが、過日配布されました昭和村第6次総合計画昭和未来プランの中に入ってきているのかなというふうに、今理解いたしました。

その中では、昭和村、小中学校の統合をはじめ、未来を担う人材の育成に向けた学校教育環境の充実、住民主体の学習文化、スポーツ活動の活発化、こういったものが学校に求められるのかなというふうに第6次総合計画の中に入ってきているというふうに捉えました。

また、子供たちがこれからの社会に生き抜く力を身につけ、未来を担う人材として成長していくことができるよう、小中一貫教育を進めるとともに、教育内容の充実や地域との連携強化の重要な言葉が6次総合計画の中に入ってきている、そういったことは、村長の、今のご答弁の中に集約されているかなというふうに理解いたしました。

次に、小中一貫教育、これ具体的に進めていくに当たって、教育長が大変重要なお立場かというふうに理解しております。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

前回議会におきまして、推進協議会（仮称）等開設準備室（仮称）の大まかなご説明いただきました。村長指示の下に、推進協議会（仮称）に取り組まれていると思うんですが、どのような構想をお持ちなのか、ぜひ教えていただきたいと思います。教育長、お願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤宏康議員さんの村長の指示の下に取り組んでいる推進協議会（仮称）の立ち上げの構想についてのご質問に、現段階でのことでお答えをしたいと思います。

去る11月14日に公民館におきまして、村長及び議員を除いた統合小中学校建設委員会の委員であった皆様にお集まりいただきまして、新たな協議会の構想につきまして、どのような形で立ち上げたらよろしいか協議し、ご意見を伺ったところです。

その結果、新たに設置する協議会については、私、教育長、それから教育委員、各学校の校長は引き続き委員として参加することとし、各小中学校区より保護者代表2名と学校運営協議会の中からお一人、また、各保育園より保護者代表1名について、立場の違いを理解し、長期的、全体的な視点を持って協議にご参加いただける方を改めて選任し、令和7年度より立ち上げたいと考えております。

協議委員会の組織そのものはこのような形で進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、少しずつではありますが、進んでいるということですので、ちょっと構想でお聞きしたかったのは、教育長が取りまとめました例の答申、その中で、昭和村小学校の統合に向けた検討委員会、令和5年3月、村内小学校の統合に向けた報告書の中で、19ページの終わりの中に、義務教育学校という新しい教育制度と昭和村の学校の現実との接点を探るべくというような教育長のお考えが見られましたので、構想としては、義務教育学校というのは、かなり視野に入っているのかなというふうに、ちょっと思いましたので、質問させていただきました。

それとは別に、小中併設という形もあるのかなと思うんですが、現在、方向性としては、大きな方向性としては、教育長、踏み込んだ質問になってしまうんですが、どのような構想なのかなということで、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 今のご質問に対してお答えをいたします。

村長も申し上げていたとおり、まだメンバーも決まっていない仮の推進協議会において、重々諮っていくということが前提になります。

ただし、今回は教育委員会主導の下という言葉もいただいている中ですので、あくまでも組織が立ち上がった折に、どのような方向で協議をいただくかということの意味合いでお答えをしていきたいと思っています。

昭和村の施設一体型の小中学校を建設していくという方向の中で、目指していく教育の一番大切な部分は、小中一貫教育における学力向上及び人間性の発達です。これを9年間かけて進めていこうと思っています。

そうした中、そうした小中一貫教育をやっていくために、昭和村の子供たちにとって必要な教育内容、教育形態、教育形態というのは、義務教育学校なのか、併設型の小中学校なのか、連携型なのかという、以上3つなのですが、小中一貫教育の効率性の高さから言えば、義務教育学校が一番、次が併設型、連携型ではかなり率が落ちるというふうにデータ上は考えております。

そうしたものを皆さんで具体的に協議をしていこうというふうに考えています。それ以上に具体性云々ということになりますと、協議の中で派生してくる質問にみんなで考えながらということになりますので、まずは、教育のソフトのほうを考えろという中で、形態について皆さんにご協議をいただくと、やがてその教育を行っていくにふさわしい施設はどんな施設がいいのかなという方向に進んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

まずは義務教育学校ありきということではないということで、ご答弁いただいたというふうに理解いたしました。いろんな可能性があるのかなと理解した次第なのですが、もうおいおい具体的なお話が議会にも報告していただけるのかなというふうにご期待いたします。

次に、大分関係したご答弁もいただいているんですが、現状の取組について、次の質問なんですが、現状の取組について具体的に。

通告していますよね。②の現状の具体的な取組について教えて。

大分今のご答弁とオーバーラップしているので、大変分かりにくい質問をして恐縮なんですが、②の現状の具体的な取組について、改めて教えてください。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 聞き取りが甘くて申し訳ありませんでした。

現状の具体的な取組についてご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、新しい協議会の人選、それから立ち上げの時期については方向性を決めました。

そこで、今度は、委員としてご参加いただく皆様に、協議のスタート地点となる、さきの小学校の統合に向けた検討委員会による答申の趣旨を改めてご理解いただき、長期的、全体的な視点を持って協議に参加いただけるよう、特に小中学校、保育園の保護者の皆様に向け、1月から2月にかけて各小学校区において、これまでの経過及び今後立ち上げます協議会について保護者を中心とした説明会を実施するように計画しているところです。

なお、日時については各学校と相談していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 大まかな今後のスケジュールありがとうございます。また、現在の取組、委員の選定が始まっているということなんですが、先ほど村長にご答弁いただいたんですが、これからの学校として地域の関わり、それが重要かなというふうに思いました。また、村長のほうも地域との関係もお考えのようですので、ぜひ学校運営に必要な地域との連携、地域の核としての学校を考えますと、地域の代表の方にも委員に入っていないかなというふうに思います。

やはり学校は学校だけじゃなく、地域、村民みんなのものでもありますので、そういった村民の意見を聞く場、学校とか教育関係者だけではなく、広く一般の方、地域の方、例

例えば、文化的な団体の代表の方ですとか、そういった方の意見も取り入れていって、学校自体どういうふうな学校を目指すのか分からないんですが、例えば、複合的施設、地域の方も利用するというのを考えると、そういった地域の方の意見を聞くといった意味で、委員構成も考えていく必要があるのかなというふうに思うのですが、教育長、その辺いかがお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） お答えいたします。

先ほどの委員予定のメンバーの中に学校運営協議会からお一人というふうになっておりました。これをもって地区の代表の方のイメージで捉えております。

それから、この推進協議会というのは、小中一貫教育及び小中学校の統合を推進するための協議会という形になっておりますので、ある程度リードしていかなければなりません。リードした上で、先ほど申し上げたとおり、各学校区において必要な折に、言っていなかったですか、申し訳ありません。説明会などをしようと思うんです。

これも協議会において、いつ、このレベルで、この段階ですべきだというのが決まれば漏れなくしていこうと思うんです。

そうした折に、お声がけをする方々の中に地区の代表の方に情報漏れがないように連絡等をしながらぜひ参加いただきたいというようなことを含めて、そうした場でご意見を賜る、ただし、この推進協議会については、やがてそういう学校に通うであろう親世代の方々のご意見を中心に進めていきたいと、以上、2つの方向性で考えております。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 学びやとしての学校ということで、推進協議会の役割はまず保護者、現状のお子さんを中心という捉えということによろしいですかね。

私がお願いしたいのは、もうちょっと広げて、学校の機能を広げて、地域の方の利活用というんですか、そういったことも将来的に必要なのかなと、ちょっと今回の趣旨とはずれるかもしれないんですが、人口減になっていきますよね。そうすると、公共施設の面積

の問題も出てくると思うんですよね。公共施設というのを減らしていくというような方向性も出てくるのかなというふうに私は勝手に思っているんですが、そうすると、あまり機能をごちゃごちゃに持たせ過ぎるのもどうかと思うんですけれども、やっぱり地域が利活用できるような機能がこれからの学校には必要かなというふうに思いましたので、そういったことを踏まえると、地域の方々、文化的な団体の代表の方ですとか、意見も必要かなというふうに思いましたので、今回質問させていただきました。

ぜひ、ご検討いただいて、反映させていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 推進協議会は、大きな1つの組織ではあるんですけれども、やや細かな点に入っていくと、部会という形で、ややフットワークのいいスモールな形にしていこうと思っています。そこにも時間をかけようと思っていますし、その段階では、委員の考え等によって、推進協議会の委員でない方にもお声がけをして協議をしていこうという方向性は持っていますので、そういうような方向の中で意見が拾えるように努力していきたいなというふうに思います。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 分かりました。ぜひ多様な方の意見が反映されましたら、村民にとって大変価値の高い学校になることを期待申し上げます。

いずれにいたしましても、教育長が推進協議会のほうで進めていただきまして、その辺は村長の指示の下、一定の報告が村長にあるかと思うのですが、またまとまった段階で村長のほうから詳しい説明が議会になされることをお願い申し上げます、本日の私の一般質問は終わりにしたいと思います。

ぜひ推進協議会のほう、進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 次に、5番議員、林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） さきの通告のとおり一般質問をさせていただきます。

昭和村には公共施設や村内の幹線道路に多くのトイレが設置されていて、村内外の多くの方々に利用されています。

村長は農業と観光にも力を注ぐとおっしゃっています。観光客や移住者の増加を見据えて、公共施設のトイレや観光トイレを利用者が気持ちよく利用されるよう維持管理が必要と考えます。

建設課の管轄と教育委員会の管轄と道の駅とそれぞれ管理されているとお聞きしましたが、村長と教育長にそれぞれお聞きいたします。

①清掃や維持管理はどのように行われていますか。

②利用者からの意見や要望は把握していますか、あるとしたらどのように対処していますか。

③トイレのリニューアルや管理体制の改善を計画されていますか。

村長より答弁をお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林勝美議員さんの公共施設のトイレの管理についてのご質問にお答えいたします。

最初に、①清掃、維持管理はどのように行われていますかのご質問ですが、建設課で管理をしているトイレは、村内4か所の観光トイレと、ポケットパークに設置されているトイレで、合わせて5か所となります。

清掃につきましては、社会福祉法人北毛清流会へ業務委託をしており、週3回のトイレ清掃と適宜ごみ拾いをお願いしております。なお、結婚の森の観光トイレは、冬期間は閉鎖をするため、その間の清掃はしておりません。

次に、維持管理につきましては、有限会社利根沼田浄化槽維持管理センターへ浄化槽の保守点検業務を委託し、有限会社昭和衛生社へ浄化槽汚泥の引き抜きを委託し、適正に管理を行っています。

また、トイレトーパーや掃除道具などの消耗品の購入やトイレに不具合があった場

合には修繕等を適宜行っております。

次に、②利用者からの意見や要望は把握していますかとのご質問ですが、利用されている方からの不具合などの連絡があった場合には、担当職員が確認の上、対応をすることもありますし、清掃時に苦情や要望等があった場合には、建設課へ報告することになっております。

次に、③のトイレのリニューアルや管理体制の改善を計画されていますかとのご質問ですが、現時点でのリニューアルや管理体制の改善についての計画はありませんので、よろしく願いいたします。

また、道の駅につきましては、村がトイレの管理を株式会社あぐり一む昭和に委託し、株式会社あぐり一む昭和が清掃業者に発注して清掃しております。

業者からの意見や要望については、道の駅が利用者からの意見や要望を受け、村と協議して対応してきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 林勝美議員さんの公共施設のトイレの管理についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会で管理しているトイレは、公民館、総合運動公園、社会体育館、屋内運動場になります。

初めに、①清掃や維持管理についてはどのように行っているかについては、教育委員会事務局により、週2回各施設を回り、点検、清掃、トイレットペーパーの補充を行っております。

次に、②利用者からの意見や要望は把握していますか、またあるとしたらどのように対処していますかについてですが、折に触れ利用者から、人伝えや電話などご要望が寄せられておりますが、内容については、大便器の洋式化と施設をきれいにしてほしいが多くを占めています。トイレの美化については、連絡が入った時点で、職員が確認に行き、すぐに対処しております。

また、便器の洋式化に伴う施設の更新については、公民館が平成19年度、20年度、そして27年度に一部を洋式に変更し、社会体育館は、平成26年度の耐震改修に合わせて変更し、

総合運動公園については、令和元年度に北側駐車場のトイレを全面的に改修いたしました。また本年度については、野球場近くの使用できなかった切り株トイレを撤去いたしました。

次に、③トイレのリニューアルや管理体制の改善を計画されていますかについてですが、教育委員会で管理している施設設備については、現在更新が必要なもの、改善が必要なものが多く、夜間照明のLED化や公民館の改修、ふれあいグリーンパーク周辺の駐車場やトイレの改修、遊具の更新、バードゴルフ場、グラウンドゴルフ場の管理など、緊急度、必要度に合わせて村当局にお願いをして予算を確保し改善していく計画としております。

また、管理については、再任用の職員1名が中心となって行っておりますが、今後でもできるだけ利用者が気持ちよく利用されるよう維持管理していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 答弁ありがとうございます。

どちらも適正に管理されているということですがけれども、村内外からのお客様を多くこれから迎えようとしていますけれども、本当に気持ちよくトイレを利用させていただくために、さらにバージョンアップをしていただきたいと思いますと思うんですけれども、そこで、私、以前にも観光トイレの管理について質問したことがありますけれども、提案をしたいと思えます。

前橋にあるトイレの清掃業者ですがけれども、便器ぴかぴかということで、その社長さんにお伺いをしましたところ、特許を持った掃除、便器を磨く用具があるんですけれども、それを使って便器を磨くということで、とても、本当にぴかぴかになるんだと。そうすると、便器を定期的に掃除していくと、100年も200年も使えるんだというお話をいただきました。

それで、その業者は、近隣では、川場村では、小学校、中学校のトイレの管理を年に1回、ぴかぴかに磨いているそうです。それから、片品村では、庁舎内のトイレを年に3回掃除をしているそうです。物すごくきれいなトイレで利用されていると聞いております。

そんなことで、昭和村でもその業者にというあれではないんですけれども、そういう業者がいるということで、一度そういう業者に1回、研修会なり講習会なりをして、実際に

掃除をしていただける方に集まっていただいて、講習会等を開いて、きれいな磨き方を教えてもらったらいいと思うんですけども、その辺のところは、村長、教育長、どうでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林議員の質問にお答えします。

先ほど言われた、提案いただきました前橋市のぴかぴかという会社ですかね、ちょっと、私のほうも調べていないんですけども、基本的に、やはりトイレは毎日使うものというのが前提というふうに考えなきゃいけないと思うんですけども、本当に、最近、特にトイレの使用が雑になっているというんですかね。トイレットペーパーは下に散らかしっぱなし、トイレットペーパーを便器の中に入れてっぱなしみたいな方がいますので、やはり、毎日見ないと大変なことになってしましまして、水がじゃばじゃば出たりすることもありますので、まず、平時の管理というか、そういったものはまめにやる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） お答えします。

正直申し上げまして、先ほどの答弁のとおり、うちの事務局員が定期的に維持管理に努力しているところでして、それ以外の方法については、今のところ考えておりませんでした。先ほど紹介していただいた会社等も改めて調べてみたいと思いますけれども、費用対効果というんですかね、あるいは、継続的に美しく使ってもらえるような努力の中で、必要性等を考えていきたいと思えます。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） その会社の宣伝をするという気持ちはさらさらございませんが、ぜひ、そういう業者がいるということで、その社長さんは、福島県の川内村に、東日本大震災の後、避難所に行って、13年間、ボランティアでトイレの掃除をしているというお話も聞いております。そんなことで、ぜひ、トイレの磨き方の勉強もして、きれいなトイレ

から村づくりをしていていただきたいと思いますけれども、もう一つ、村長に提案なんですけれども、以前の、以前、私、望郷ラインの管理についてのときに、もう少し、幹線沿いにトイレを増やそうというお話がありましたけれども、その後、検討はされているのでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） お答えいたします。

多分、林議員のおっしゃっておられることは、私が、以前、お話しました農免道路のほうの関係だと思うんですが、確かに、ゴルフ場の前に1つあるんですが、それ以外、農免道路のほうは1つもございませんので、ビューポイントを含めて、農免道路のほうも、ぜひともトイレがないと、これだけ、いろいろあちこちから働きに来ていただいている方がたくさんおられますので、トイレというのは、やっぱり一番重要ではないかというふうに思いますので、何とか造っていったらというふうに考えております。

北麓のほうでもちょっといろいろと話はしておるんですけれども、そういった意味では、どういう場所にとすることは、これからまた、打合せをしていかなきゃいけないと思っておりますが、進めていきたいというふうに考えています。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

それから、もう一点、その便器の掃除の会社の方に説明をしていただいたんですけれども、ミネラルイオントイレというのがあるそうです。それは畑に持ち込んで、簡易トイレですけれども、きれいな状態で用を足せると、臭いもないと、それは、畑の脇に設置して、テントをかぶせて、それはまた、次の畑に持っていけると。それから設置タイプはあるそうですけれども、これは簡易トイレですけれども、移動が可能で、普段は幹線道路沿いに何か所か設置するんですけれども、それで、いざ有事のときには、避難所にそれを持って行って、集中的に持って行って、災害用のトイレに利用できるんだという簡易トイレがあるそうですけれども、そういうトイレも検討していったらいいんじゃないかと思うんですけれども、村長、どうでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） この間、避難訓練のときにもトイレがありましたけれども、実際問題、災害に遭った場合には非常に重要なことだと思いますので、そういったものも検討していかなければいけないと思うんですけれども、ただ、今、やはり、洋式化ですね、洋式化がかなり進んでいまして、大体どこの家庭も、今、ほとんどの方がウォッシュレットを使っている方が多いと思いますので、自分の家ではウォッシュレットを使っているけれども、働きに来た方はウォッシュレットを使えないというのは、非常に何か不公平というか、せつかく、そういった意味では、そういったトイレを造って、洋式化して、全てウォッシュレットぐらいは必要じゃないかなというふうに私は考えています。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 幹線道路にトイレを造ると、電気、水、それから施設、建物、大分お金がかかりますよね。そういうトイレを何か所も造っていただければ、利用する人も大変喜ぶと思います。そういう方向で行くのであれば、ぜひ、その方向で進めていただきたいと思います。

今、トイレ、きれいなトイレは誰が使ってもとっても気持ちがいいものです。昭和村のトイレはよかったねと、訪れる人が言ってくれるような、できればこういう村に住みたいねという人は1人でも増えてくれればいいと思います。先ほども申しましたけれども、きれいなトイレで村づくりを進めていっていただきたいと思います。

差し障りのない質問で申し訳なかったんですけども、以上をもちまして、公共施設のトイレについての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） これにて本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣言

○議長（永井一行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は11日午前9時30分に開きますから、ご参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 3時15分散会